

15 規則第 60 条第 2 項の届出書の様式

保安林内立木伐採届出書

年 月 日

県民局長 殿

住 所

届出人氏名 〔法人にあっては、名
称及び代表者の氏名〕

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法施行規則第 60 条第 2 項の規定により届け出ます。

保安林の指定の目的	
森林の所在場所	市 町大字 字 地番 郡 村
伐採の目的	
伐採を開始する日及び 伐採を終了する日	
伐採面積	
伐採の方法（皆伐、択 伐、間伐の別）並びに伐採 する立木の樹種及び年齢	
備考	

注意事項

- 1 伐採面積は、ヘクタールを単位とし、小数第 4 位まで記載すること。
- 2 備考欄は、規則第 60 条第 1 項第 6 号、第 8 号及び第 9 号の規定による届出に係る立木の伐採をしようとする場合にあっては、次の事項を記載すること。

(1) 皆伐による伐採をしようとする場合にあっては、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地の面積

(2) 伐採跡地について行う植栽の時期
- 3 規則第 60 条第 1 項第 7 号の規定による届出を行う場合、森林法第 11 条第 5 項の認定に係る森林経営計画（以下「森林経営計画」という。）に基づく森林施業に必要な設備を設置するための立木の伐採については、当該森林経営計画の写しが添付されている場合に限り、当該森林経営計画の計画期間内の立木の伐採について、次により一括して記載することができる。

(1) 森林の所在場所欄には、森林経営計画に基づき森林施業を行う森林の所在場所を記載すること。

(2) 伐採の目的欄には、「森林経営計画に基づき行う林産物の搬出その他森林施業に必要な設備を設置するため」と記載すること。

(3) 伐採を開始する日及び伐採を終了する日欄には、立木を伐採して設置する設備ごとに、当該設備並びに当該設備を設置するための伐採を開始する日及び伐採を終了する日を記載すること。ただし、添付されている森林経営計画によって当該設備を設置するための立木の伐採の時期が明らかな場合（森林法第 34 条第 2 項の許可を要する土地の形質の変更を伴う設備を設置するための立木の伐採をする場合を除く。）には、「添付する森林経営計画に記載されている当該設備を設置する森林についての伐採等の時期のとおり」と記載することができる。

(4) 伐採面積欄は、添付されている森林経営計画及び図面によって明らかな場合には、記載を省略することができること。

(5) 伐採の方法（皆伐、択伐、間伐の別）並びに伐採する立木の樹種及び年齢欄は、添付されている森林経営計画によって明らかな場合には、記載を省略することができること。

(6) 備考欄には、森林経営計画の計画期間を記載すること。
- 4 添付する図面の様式は、規則第 15 条の申請書の様式のイの申請書に添付する図面の様式に準ずること。